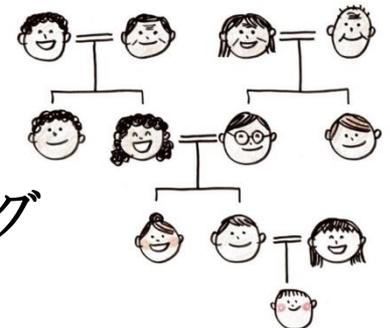


戦前の家族の歴史

家制度

家督制度・戸主制度・家父長制度

家系図コーチング
山道 紀子



山道 紀子 自己紹介

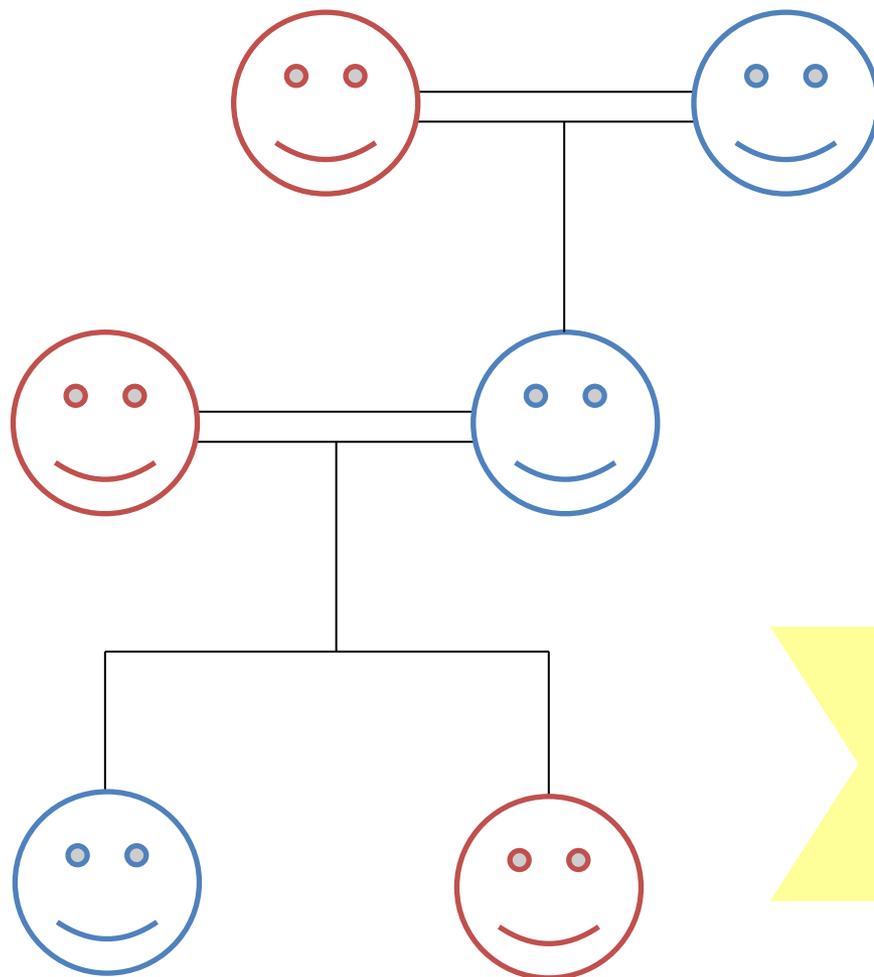
滋賀県彦根市生まれ、神奈川県逗子市在住。

- ・家系図コーチング® 代表
- ・人間力大学校認定 家系カウンセラー
- ・米国CTI認定プロフェッショナル・
　　コアクティブ・コーチ(CPCC)
- ・米国CTI認定リーダーシップ・
　　プログラム修了
- ・日本総合カウンセリング
　　心理カウンセラー養成講座修了
- ・ファミリービジネスアドバイザー
　　資格認定プログラミング受講中



戦前と戦後の家族構成の違い

戦後

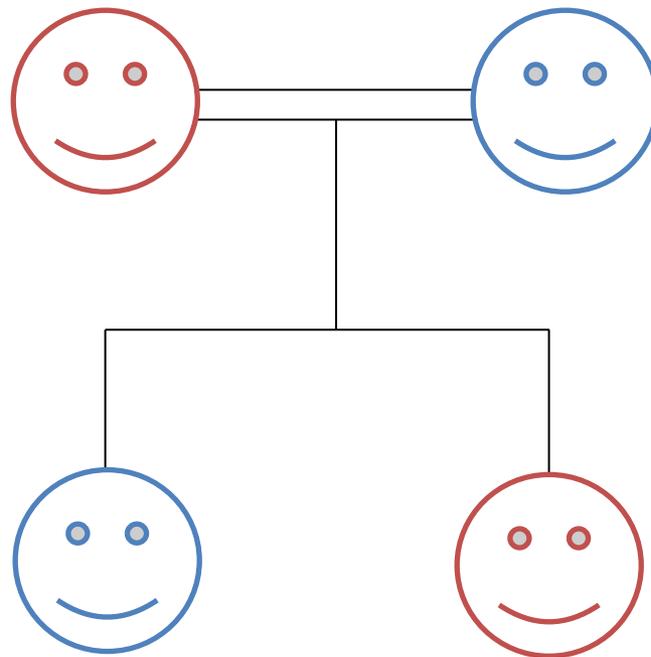


兄弟人数が
少ない

父方
3世代
同居

戦前と戦後の家族構成の違い

戦後



核家族

戦前と戦後の家族構成の違い

戦後



単身赴任



一人暮らし

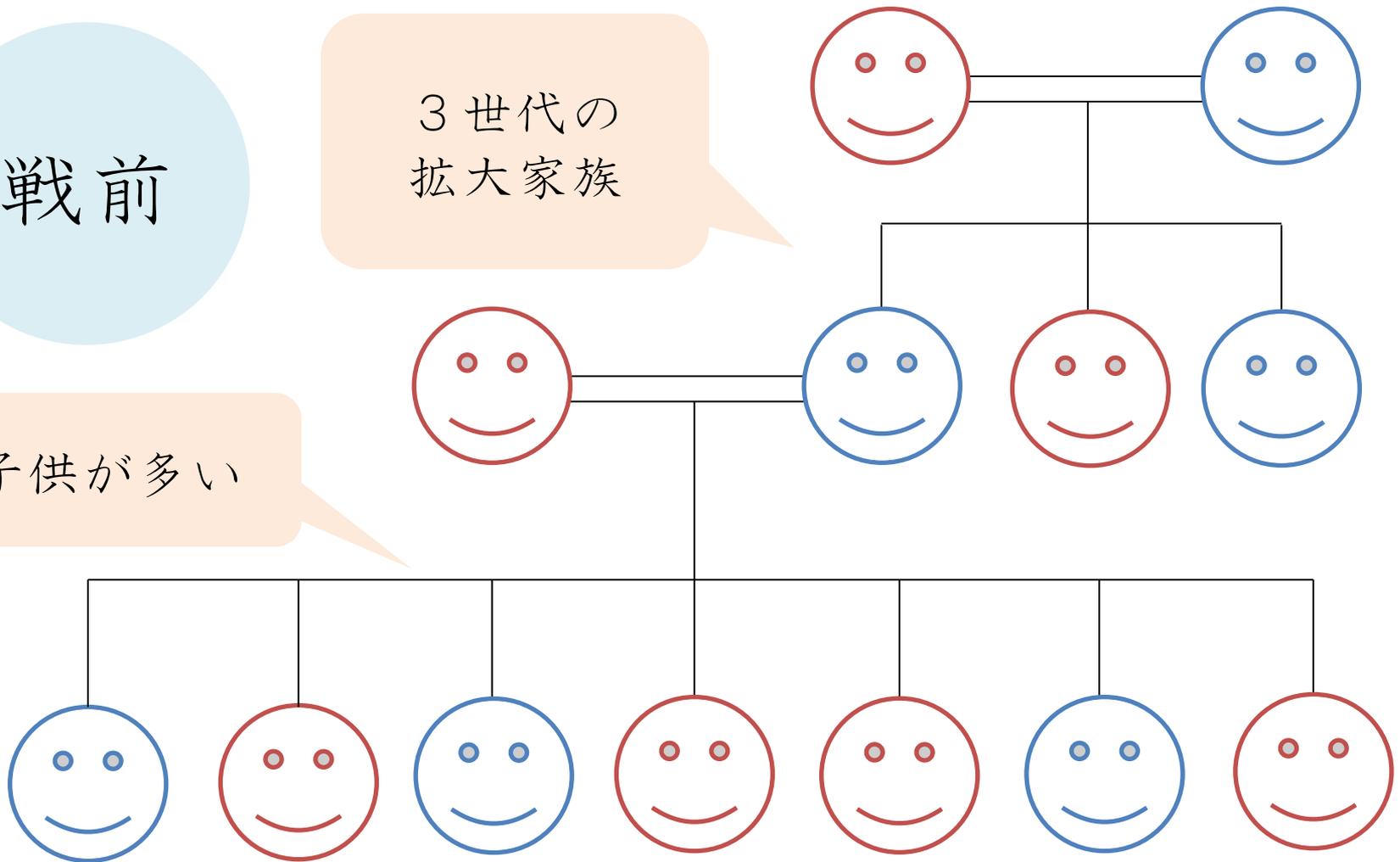
単身

戦前と戦後の家族構成の違い

戦前

3世代の
拡大家族

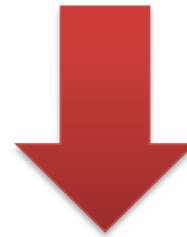
子供が多い



戦前と戦後の家族構成の違い

戦前

多産多死



戦後

少産少死

戦前と戦後の家族構成の違い

戦前

多産多死

昭和始まり～25年
(1925～1950年)

人口爆発

団塊の世代

多産少死

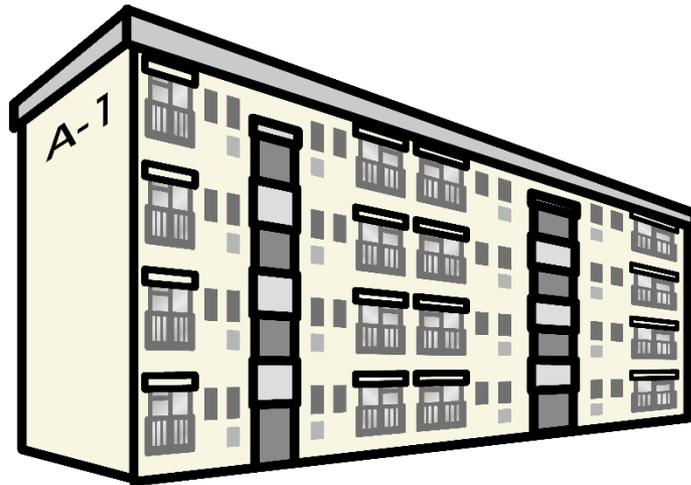
戦後の高度経済成長期
の働き手になった

戦後

少産少死

戦前と戦後の「家」の違い

戦後



戦前と戦後の「家」の違い

戦前



戦前は冠婚葬祭を家で行っていった

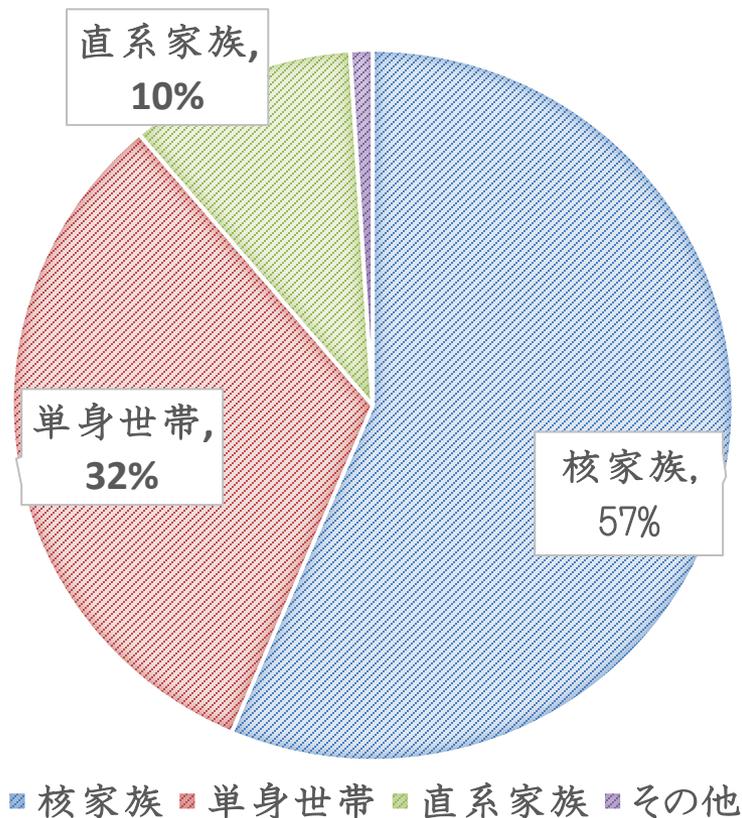
戦前

結婚式
出産
お葬式
法事



2010年時点の日本の家族構成

核家族・・・1980年代まで上昇した後微減傾向
大家族・・・一貫して減少傾向
単身世帯・・・ほぼ一貫して増加傾向



一つの世帯に属する平均人員数:

1920年～1955年頃までは

1世帯に対しほぼ5人で動かなかったものの、
その後は急減していき、2005年には1世帯に
2.58人とほぼ半減した。

地域的分析:

2005年時点ですべての県において

核家族世帯が最も多くなっているものの、

都市部では単身世帯もかなりの数を占め、

東京都では4割以上が単身世帯である一方、

主に日本海側の農村県においては直系家族や
大家族の占める割合が比較的高く、

山形県では3割を超えている。

参考: Wikipedia

日本の家族が変化したポイント

昭和22年

「家制度」の廃止

家制度とは

1898年(明治31年)に制定された**民法**において規定された日本の家族制度。

親族関係を有する者のうち更に狭い範囲の者を、戸主(こしゅ)と家族として一つの家に属させ、戸主に家の統率権限を与えていた制度である。

江戸時代に発達した、武士階級の家父長制的な家族制度を基にしている。

女性参政権の施行と日本国憲法の制定に合わせて、1947年(昭和22年)には民法が大規模に改正され、親族編・相続編が根本的に変更された為、廃止された。48年9か月半ほどの期間であった。

民法とは

法律

公法

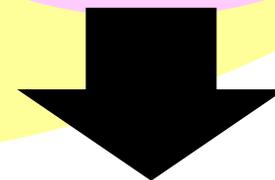
国や国の組織と個人との
関係を規律する法律

憲法 刑法 行政法
訴訟法 租税法
など

私法

人と人との権利義務関係
などを規律する法律

民法 商法 会社法
借地借家法
消費者契約法など



民法とは

私法

一般法

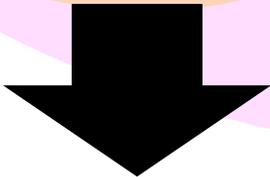
人・場所・事柄等を特定
せずに広く適用される法律

民法

特別法

特定の人・場所・事柄を
適用の対象としている法律

商法 会社法
借地借家法
消費者契約法など



民法とは

民法

財産法

財産上の関係に
適用されるルール

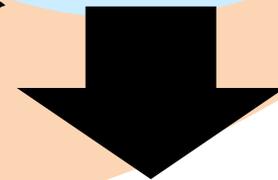
物権法
債権法

家族法

身分上の関係に
適用されるルール

親族法
相続法

数ある法律の中で私たちの日常生活に一番密接にかかわる法。
条文が1条～1044条までである



民法とは

家族法

親族法

婚姻、親子や親族、扶養など身分上の権利や義務等のルール

相続法

人が亡くなった後の相続などのルール

家制度のはじまり

明治民法(明治31年～)が
できるまでは・・・

農業・商業など
家業を営む家が
多かった

「家」＝
あたかも莫大な権利義務を
有する法人のようなもの



戸主個人は権利義務の主体ではなく、家の代表者として
強大な権利を行使するかわりに、家産・家業・祭祀を維
持する重い責務を負う存在にすぎなかった。

家制度のはじまり

ところが明治維新によって職業選択の自由が確保されると、このような生活モデルは崩壊する。

諸外国の例を見ても、家父長制が徐々に崩壊して個人主義へ至ることが歴史の必然と思われたが、かといって未だ慣習として家制度が根付いている以上、法律をもって強引に家制度を無くすこともためられた。

そこで、**近い将来の改正を前提とし**、所有権と平仄^{ひょうそく}を整え（矛盾点を訂正する）、戸主権の主体を家ではなく戸主個人としたうえで家産を否定し、戸主の権限を従前よりも大幅に縮小する**過渡的な暫定規定を置くこととした**のである。

家制度とは

1898年(明治31年)に制定された民法において規定された日本の家族制度。

親族関係を有する者のうち更に狭い範囲の者を、**戸主(こしゅ)**と家族として一つの家に属させ、戸主に家の統率権限を与えていた制度である。

江戸時代に発達した、武士階級の家父長制的な家族制度を基にしている。

女性参政権の施行と日本国憲法の制定に合わせて、1947年(昭和22年)には民法が大規模に改正され、親族編・相続編が根本的に変更された為、廃止された。48年9か月半ほどの期間であった。

戸主(こしゅ)

一家の主人。家長。

民法旧規定で、戸主権を持ち、家族を統率・扶養する義務を負った一家の首長。

戸籍上は筆頭に記載された。このため、戸籍の特定は戸主の氏名と本籍で行われることになる。

昭和22年(1947)、家制度とともに廃止。

戸主の制度は、最も古くは大化の改新に始まる。

孝徳天皇の代における政治体制整備のため、古代から存在した家内の統率者たる家長に戸主の地位を与え、対外的な権利義務の主体としたのが始まりである。

家制度とは

1898年(明治31年)に制定された民法において規定された日本の家族制度。

親族関係を有する者のうち更に狭い範囲の者を、戸主(こしゅ)と家族として一つの家に属させ、戸主に家の統率権限を与えていた制度である。

江戸時代に発達した、**武士階級の家父長制的な家族制度**を基にしている。

女性参政権の施行と日本国憲法の制定に合わせて、1947年(昭和22年)には民法が大規模に改正され、親族編・相続編が根本的に変更された為、廃止された。48年9か月半ほどの期間であった。

家父長制

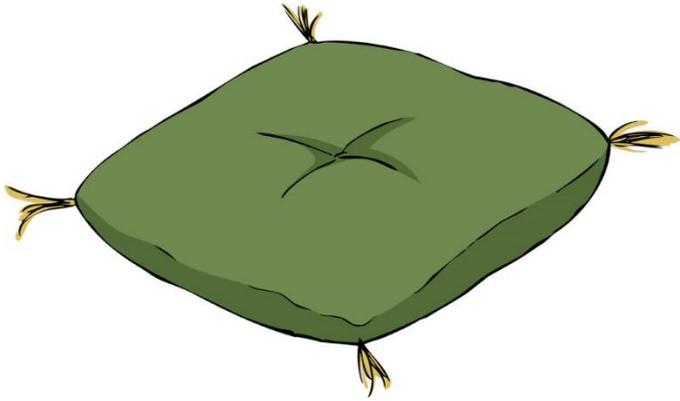
家長たる男性が権力を独占し，父系によって財産の継受と親族関係が組織化される家族形態にもとづく社会的制度。

農耕の発展にともない，男子の生産過程における優越が強大な家父長権を生んだという。

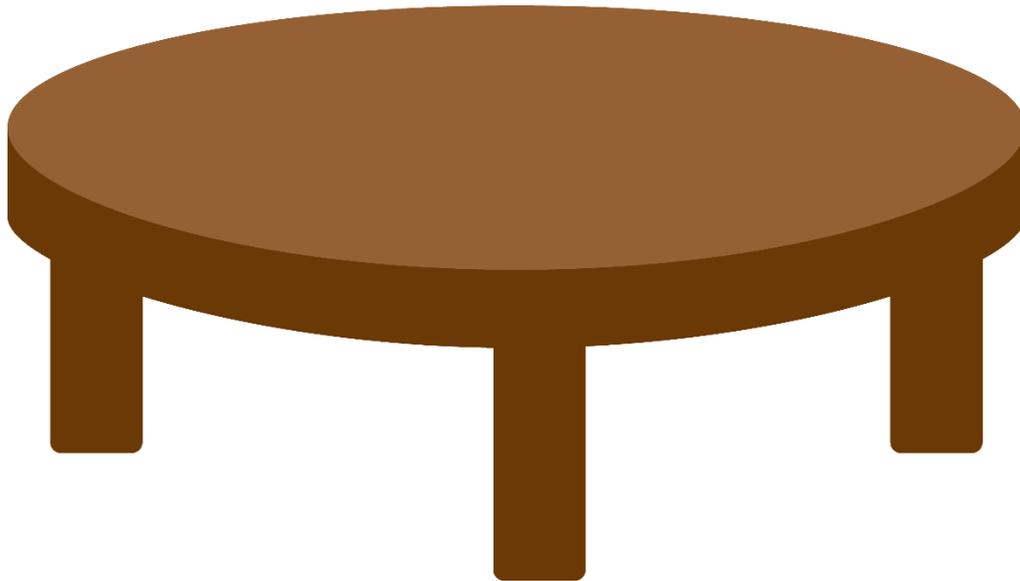
一般にこの制度の下では女子の地位が低く一夫多妻制も見られ，代々の家長を祭る祖先崇拜も盛んであった。

フェミニズムの立場からは，女性を抑圧しつづける権力構造であり，性差別を生み，助長してきたとされ，フェミニズムはこうした状況を打破し，変革する運動と位置づけられている。

獅子の座・獅子の座布団



獅子の座布団とは、
父親(家長)の座る特別な場所。
それがある家庭では父親の威厳
が保たれ、規律と安心感がある。
昔の人の深い智恵。



獅子の座布団は、
父親には作れない。
母親が作り、守るもの。

ちゃぶ台返し



「巨人の星」
主人公の父親(星一徹)

「ちゃぶ台返し」

気に入らないことがあって権力者が激昂するなどして下の者の「お膳立て」を台無しにする、このまま円満に運ぶかと思われた事柄を権力者や上長の独断で御破算にする、といった意味合いで用いられることのある言い回し。

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

(48年9か月半)

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

家を単位として1つの戸籍を作り、そこに所属する家族をリーダーたる戸主が絶対的な権力を持って統率する仕組み。

家族にとっては結婚や自分の居住場所でさえ戸主の同意なしには自由に決めることができなかった。

戸主を引き継げるのは原則長男と決まっていた。

そのため家にとって長男が生まれることはとても大切な問題であった。

男児が生まれると後継ぎとして大切に育てられる一方で、女兒はいずれ家を出ていくものと見なされた。

この頃の日本の女性には参政権もなく、**男尊女卑**が当然の価値観として横行していた時代。

家に嫁いできた女性には相続権すらなかった。

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

戸主は、家に所属する家族全員を扶養する義務がある一方で、絶大な権利「**戸主権**」を持っていた。

家族の婚姻や養子縁組に関する同意権や、家族の入籍や去家(他家への入籍や**分家**など)に関する同意権、家族の居所を指定する権利などがこれに含まれる。

もし戸主の同意がもらえない結婚をしたいと思ったら、**駆け落ち**せざるを得なかった。

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

戸主は家の戸籍から家族を排除することもできた。

戦後の改正民法では親子関係を断ち切ることはできないが、家制度のもとでは戸主の指示に従わない家族との縁を切り、家族から追い出す「**勘当**」が可能だった。

また嫁が家風に合わないからと、本人の意思を確認せずに勝手に離婚届を出すこともあった。(追い出し離婚)

大きな支配権を持つ一方で全家族を扶養する責任は重く、先祖代々受け継いできた家を自分の代でつぶすことは、けっしてあってはならないことだった。

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

戸主権を引き継ぐものは原則長男であり、長男がいない場合でも認知された非嫡出子の男児がいれば、戸主となる優先順位は嫡出子の女児よりも上になった。

これらに該当する者がいない場合は戸主によって指定された者が、それもいなければ戸主の父母や親族会で選定された者が戸主を引き継ぐことが決まっていた。

戸主の相続を**家督相続**と呼び、戸主権とともに家の全財産を1人で受け継ぐ制度だった。

家制度の特徴まとめ

(明治31年～昭和22年まで)

家督相続が発生するのはさまざまなケースがある。

- ・前の戸主が死亡したとき
- ・前の戸主が家督を長男に譲って隠居したとき
- ・戸主が婚姻によって別の戸籍に入ったとき
- ・国籍を喪失したとき
- ・戸主が女性だった場合には、
結婚して入籍した夫に戸主を譲ったとき
その夫が離婚によって籍を抜けたとき

家系図から見えてくる 家制度時代の 家族意識

(一部は家制度以前からのものも有り
戦前の家族観という視点で紹介)

本家の嫁

本家の嫁は男児を生まないとという重圧。
嫁が妊娠しない場合は、実家に帰らされた。
そのため、結婚してもすぐに婚姻届は出さず、以下の
タイミングで届け出ることが大半であった。

嫁がちゃんと働くか見てから

第一子を妊娠してから

出産直前に

出産の日と同じ日に

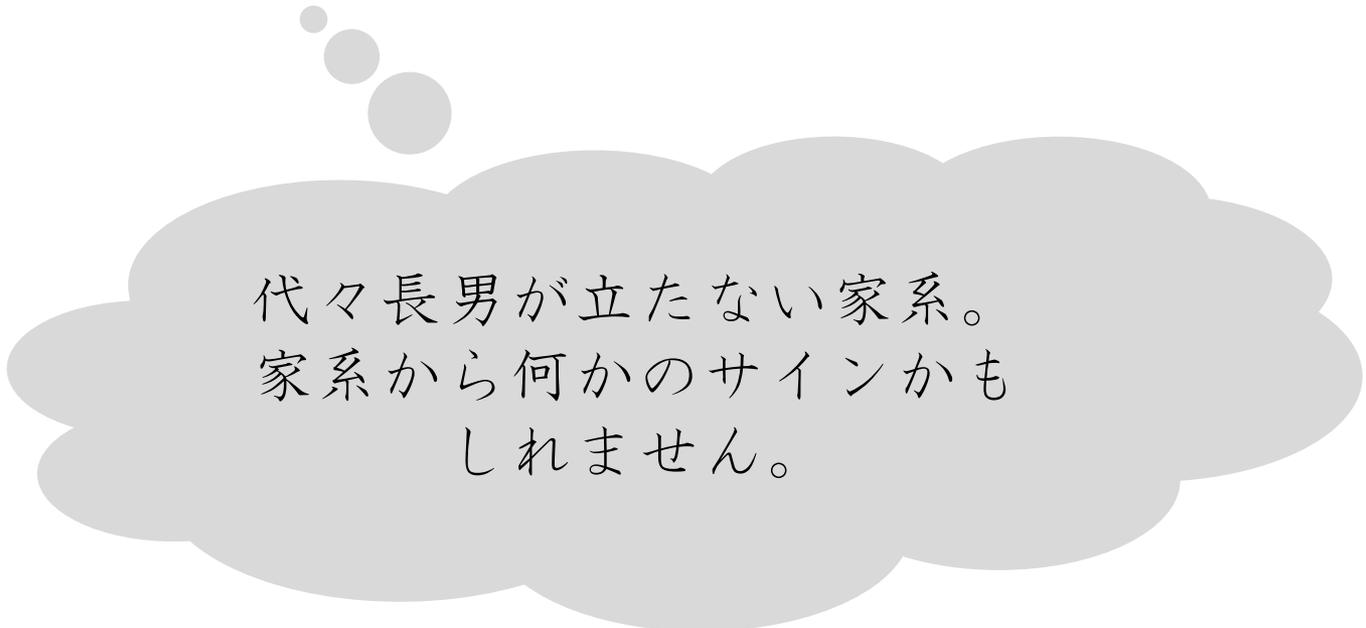
出産後に

長男への期待と重圧

将来戸主となる長男にかかる期待と重圧。

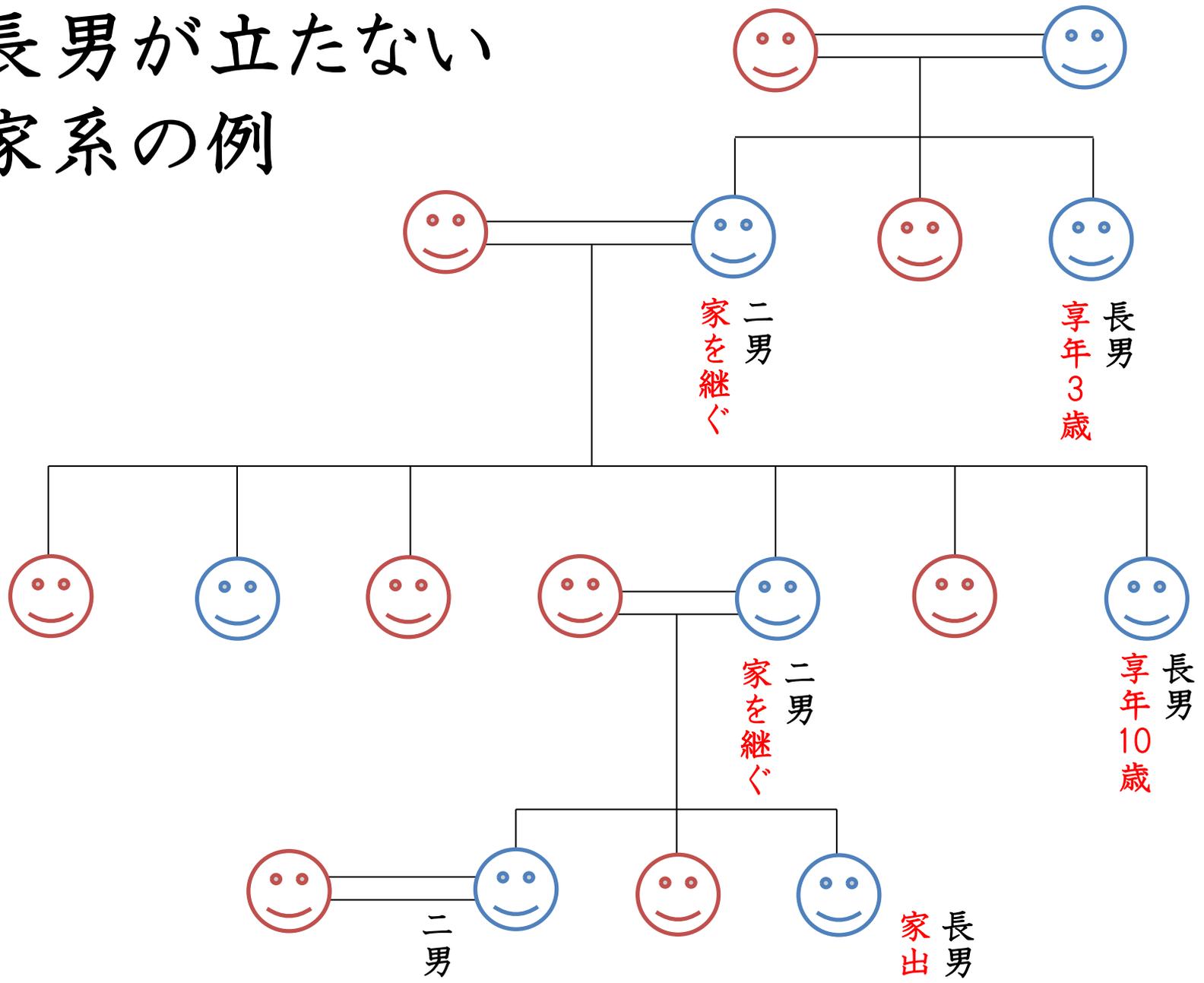
家系によっては、代々長男が立たない(夭折や精神疾患)家系も。

家系の期待・男児が亡くなった時の落胆が想像できる。



代々長男が立たない家系。
家系から何かのサインかも
しれません。

長男が立たない 家系の例



養子縁組

男児が生まれない家系は、男児が多く生まれた家より養子をもらい跡取りとして育てた。

ただし、のちに男児が生まれた場合は、血筋が優先され養子は結局離縁することもあった。

戸籍に単に「養子」ではなく「養嗣子(ようしし)」と書いている場合は、家督相続することを目的とした養子縁組という意味。

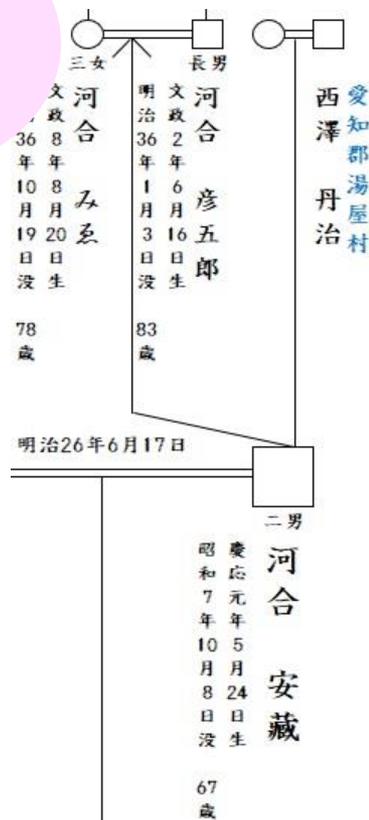
養子縁組の形

結婚前(幼児～成人までの間)に養子縁組

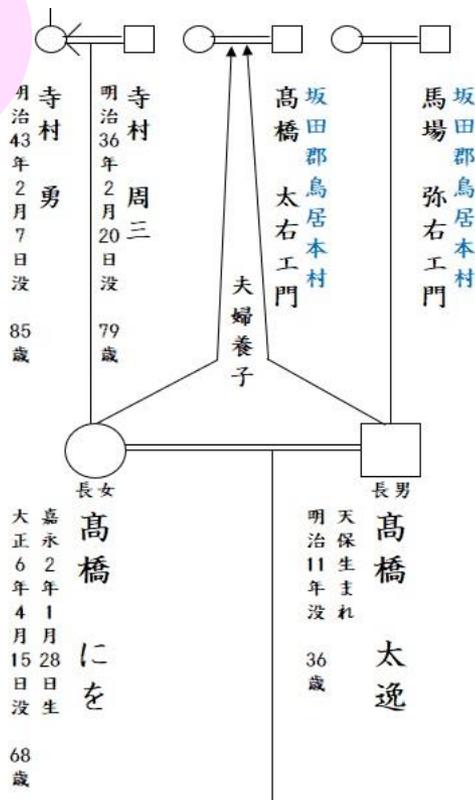
女兒ばかりの兄弟の家系に婿養子

結婚と同時に新郎・新婦ともに別の家から養子に入る夫婦養子

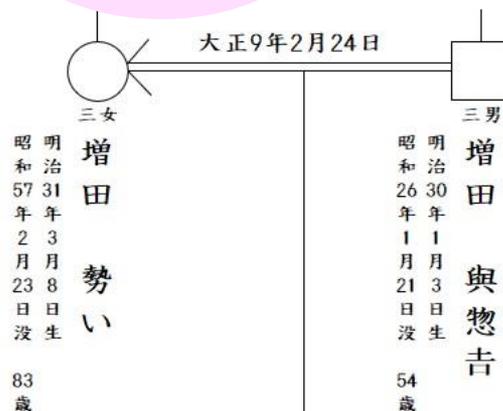
養子縁組



夫婦養子

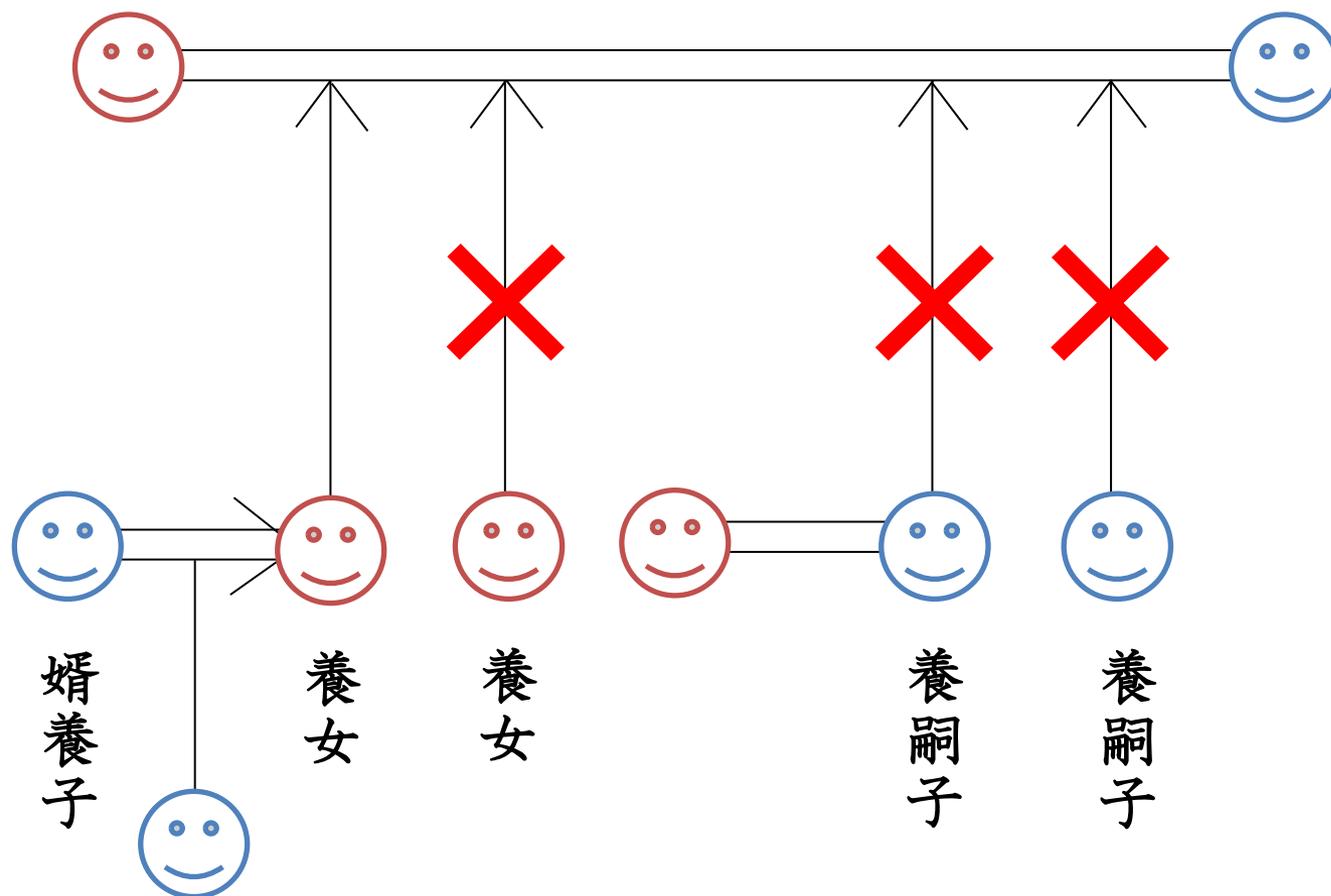


婿養子



養子縁組 ⇒ 離縁

養子縁組 ⇒ 離縁を何人か繰り返している家系もあり。

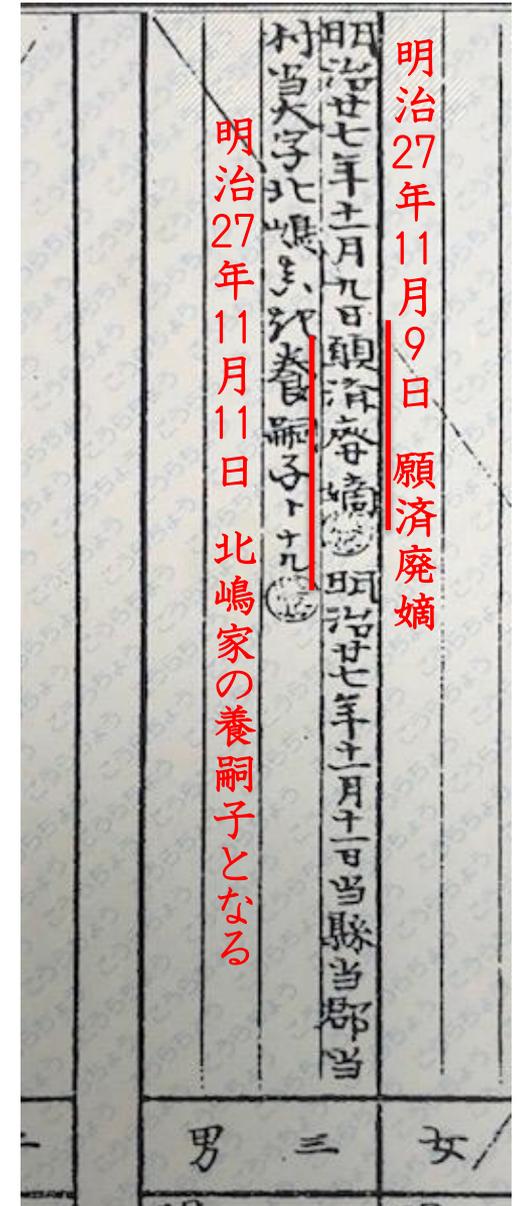


廃嫡(はいちやく)

通常であれば家督を相続する立場にある者
(多くは長男)の相続権を失わせる届出。

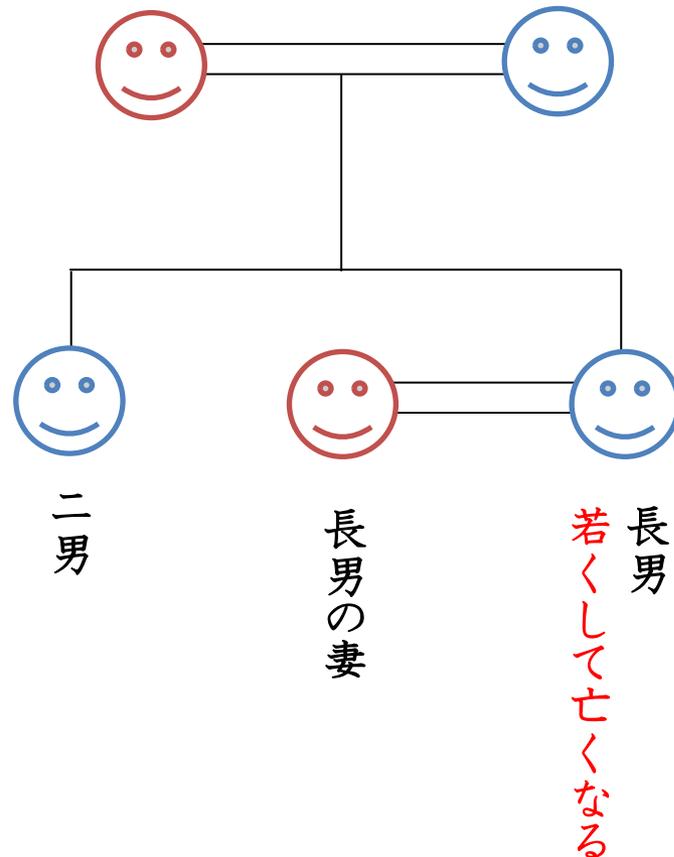
明治の戸籍法の定めでは、
廃嫡が認められる原因としては

- ・素行不良(家名を汚した)
- ・父子対立
- ・病弱(身体的・精神的)
- ・無能
- ・偏愛
- ・実子誕生
- ・正室変更
- ・その他 出家して僧侶になった



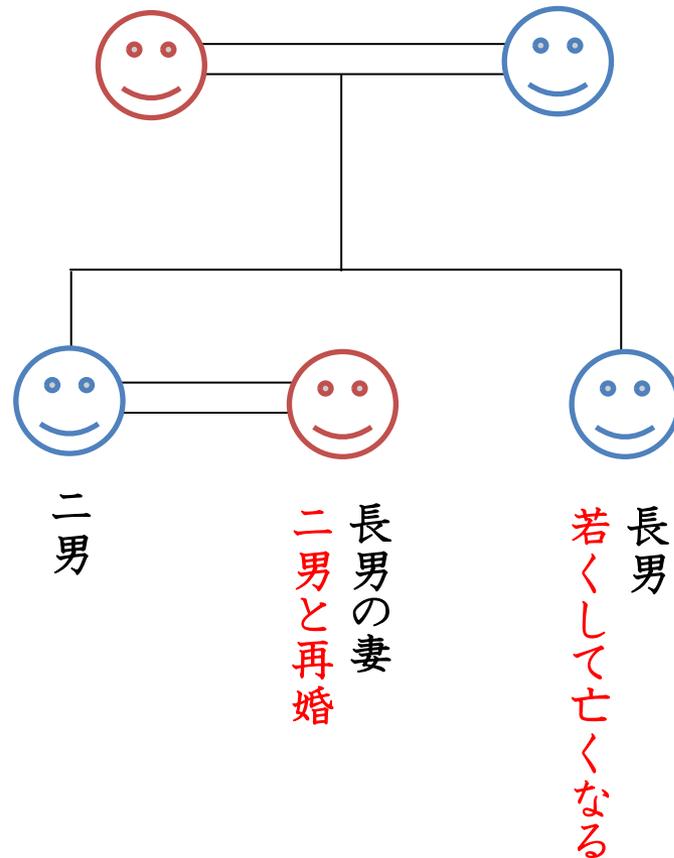
順縁婚

戦前の結婚は家と家同士の結婚という意識が強く、若い夫婦のどちらかが亡くなった際に、亡くなった人の兄弟と再婚することも珍しくなかった。



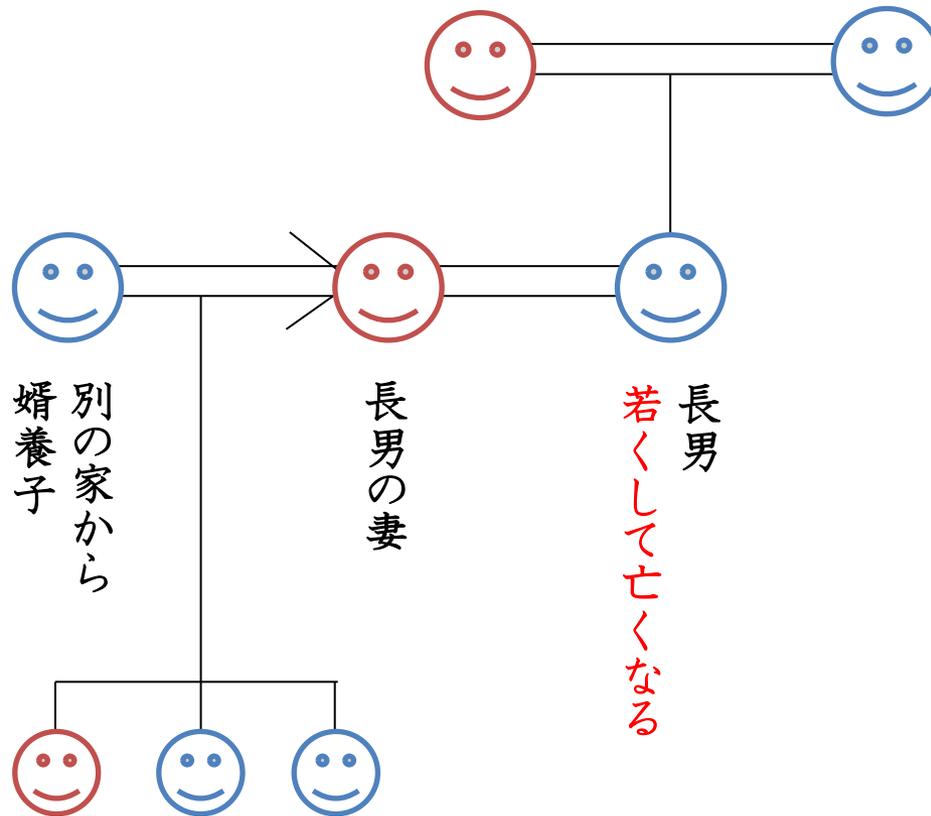
順縁婚

戦前の結婚は家と家同士の結婚という意識が強く、若い夫婦のどちらかが亡くなった際に、亡くなった人の兄弟と再婚することも珍しくなかった。



家を守るために・・・

夫が亡くなったときに、その妻は、離縁せずに、
婿養子結婚することで家を繋いでいたケースも。



家の設立・消滅

新たに家が設立される形態

「分家」 ⇔ 本家

ある家に属する家族が、その意思に基づき、その家から分離して新たに家を設定すること。

「廃絶家再興」

廃家・絶家した家を、縁故者が戸主となり再興すること。

「一家創立」

家督相続や分家とは異なり、新たに戸主になる者の意思とは無関係に、法律の規定により当然に家が設立される場合をいう。

家の設立・消滅

家が消滅する形態

「廃家」

戸主が、婚姻や養子縁組などの理由により他の家に入るために、元の家を消滅させること。ただし、一家創立によって戸主になった者は自由に廃家できたが、家督相続により戸主になった者が廃家する場合は裁判所の許可を必要とした。

「絶家」

戸主が死亡したことなどにより家督相続が開始されたにもかかわらず、家督相続人となる者がいないために、家が消滅すること。

廃家が戸主の意志を元に行うのに対し、絶家は不可抗力により生じる。

戦前の家族観・キーワード

秩序

縦社会

直系家族

先祖崇拜

家と家の結婚

生めよ増やせよ

家と会社が一体

戦前の家族観・キーワード

封建的
権威的
男尊女卑
勘当
駆け落ち

個人の感情より家系が優先

家とは

家産と呼ばれる固有の財産

家名と呼ばれる固有の名前

家産を用いて営まれる家業

この三点セットを、

父から嫡男へと父系の線で

先祖代々継承することによって、

世代を超えての永続を目指す

社会組織であった。

坂田 聡さん

中央大学文学部教授

家＝戦前の日本人の価値観

家こそはまさに、
日本人の意識や行動、
価値観などを
長年にわたり律してきた
ものにほかならない。

坂田 聡さん
中央大学文学部教授

終戦後、民法の大改正

昭和22年

「家制度」の廃止

家督相続の廃止

日本国憲法の施行にあわせ、女性の参政権が認められるとともに民法の大改正が行われた。

これによって家制度は廃止され家督相続もなくなった。

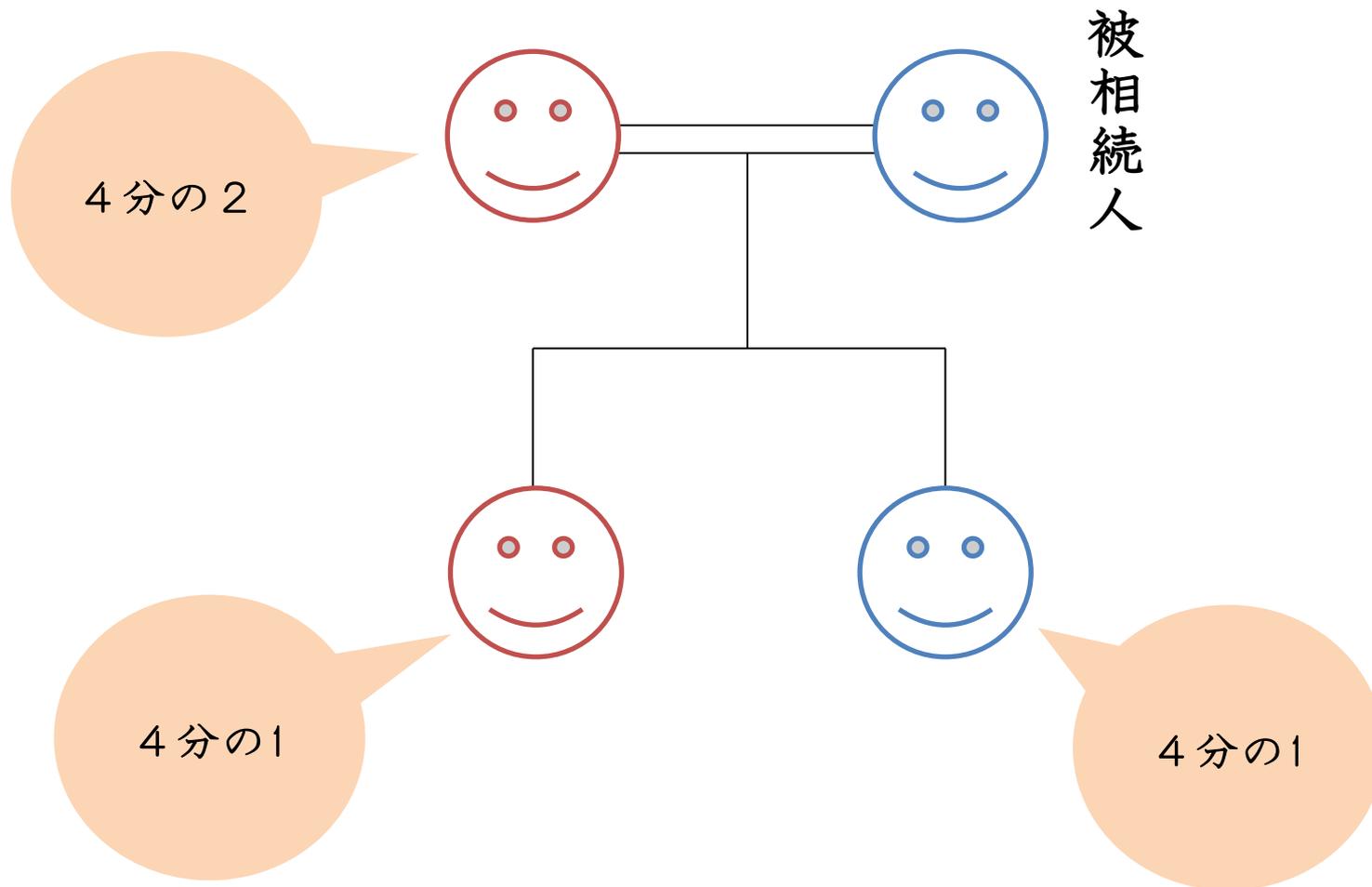
配偶者にも相続権が認められ、亡くなった人の所有する財産は法定相続人に均等に相続される時代になった。

しかし、家督相続は家制度とともに廃止されたというのに、長男が強硬に相続権を主張して他の相続人が理不尽な思いをすることもまだある。

「遺産争続」「遺産争族」(相続紛争・遺産争い)という言葉が誕生。

遺産相続

妻と子供2人に相続される場合



戸籍の変化

「戸主」がなくなり、単に「戸籍筆頭者」に。

登録単位は「家」から「夫婦」に変更。

一組の夫婦と未婚の子供「二世帯」で構成されるようになった。

それまでの戸籍は、孫や甥姪、いとこなども含まれていたため「三代戸籍」とも言われる。

「家制度」
廃止に
至る過程

戸主権の見直し

戸主権の効力は必ずしも絶対的ではないが、
条文上行使の方法に制限が無かったため、
離籍による扶養義務免除など不正の利益を得るためや、
家族員に対する嫌がらせ目的による行使が相次いだ。

そのため、早くから判例は権利濫用法理を発達させ、
恣意的な離籍を無効にする努力を講じており、
戸主権を必要とする社会的実態の欠如が古くから
指摘され続けてきた。

大正時代から見直しが始まる

家制度には戸主の権限濫用により家族の権利が犠牲にされる危険性があったため、
早くも大正時代には法律上の家族制度を緩和すべきであるとの改正論が支配的となった。

第二次世界大戦によって改正作業が中断したものの、戦後には家制度が憲法24条等に反するとして、日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律により、日本国憲法の施行(1947年/昭和22年5月3日)を以って廃止された。

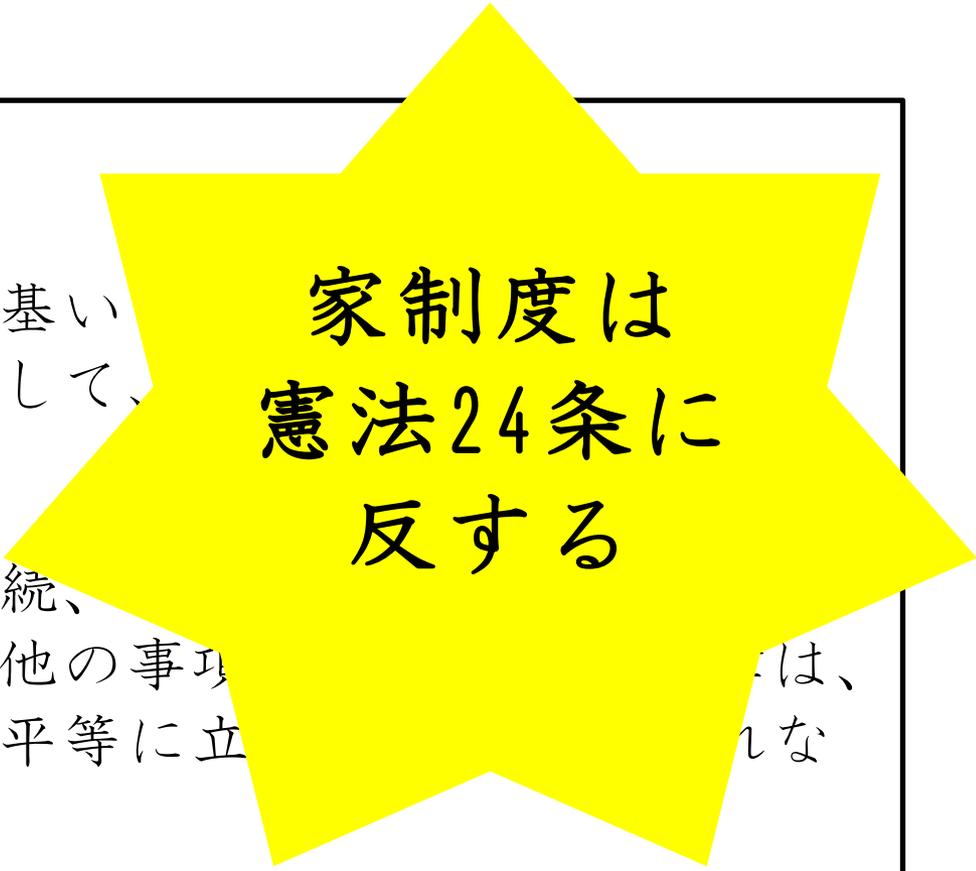
憲法24条とは

日本国憲法第3章にある条文で、「家庭生活における個人の尊厳」「両性の本質的平等」(男女平等)について規定している。

第二十四条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、権利を有することを基本として、実質的平等の下に成立しなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、親権の帰属、離婚その他の事項は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して定めなければならない。



家制度は
憲法24条に
反する

家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を目指して・・・

「家族の扶養義務」などの形で一部は残されることとなったが、これは戦後の改正民法が当時の社会事実としての家制度や、道徳上の家庭生活を否定し積極的に破壊する趣旨に出たものではない。

法律上の家制度を廃止することで道徳・人情・経済に委ねた趣旨を表すものであり、民法改正と同時に施行された家事審判法(2013年廃止)の第1条が「家庭の平和と健全な親族共同生活の維持を図ることを目的とする」としていたのと同じ考えであるとも説明されている。



特別番組 民法学者の闘「戦後「家制度」廃止に尽力！～民法学の泰斗我妻栄」小野義典 平井基之【チャンネルくらら・5月30日配信】

YouTube「チャンネルくらら」/小野義典さん 平井基之さん 対談 2017年5月30日配信
民法学者の闘「戦後「家制度」廃止に尽力！～民法学の泰斗我妻栄」

法律と道徳

法律

道徳

古き良き伝統は
自分たちでやって
ください。

YouTube「チャンネルくらら」／小野義典さん 平井基之さん 対談 2017年5月30日配信
民法学者の闇「戦後「家制度」廃止に尽力！～民法学の泰斗我妻栄」

法律と道徳

家制度の解体から
我が国の大事な部分までなくなってしまう、
現代の日本になっている。

本当は法律と道徳が平行に動いていたのが、
道徳が追いやられて、民法という法律だけが残り
社会契約的な人間像しか残らなくなった。

YouTube「チャンネルくらら」／小野義典さん 平井基之さん 対談 2017年5月30日配信
民法学者の闇「戦後「家制度」廃止に尽力！～民法学の泰斗我妻栄」

『家制度の廃止』 和田 幹彦さん

2010年 発行
全600ページほど
12,000円+税

戦後占領期の「家制度廃止」過程の全容を、以下3点に焦点を当てて描こうとする研究論文。

- ・憲法24条の成立
- ・民法上の「家」制度廃止の方針の決定
- ・戸籍法上の「家」制度の改廃



『家制度の廃止』

和田 幹彦さん

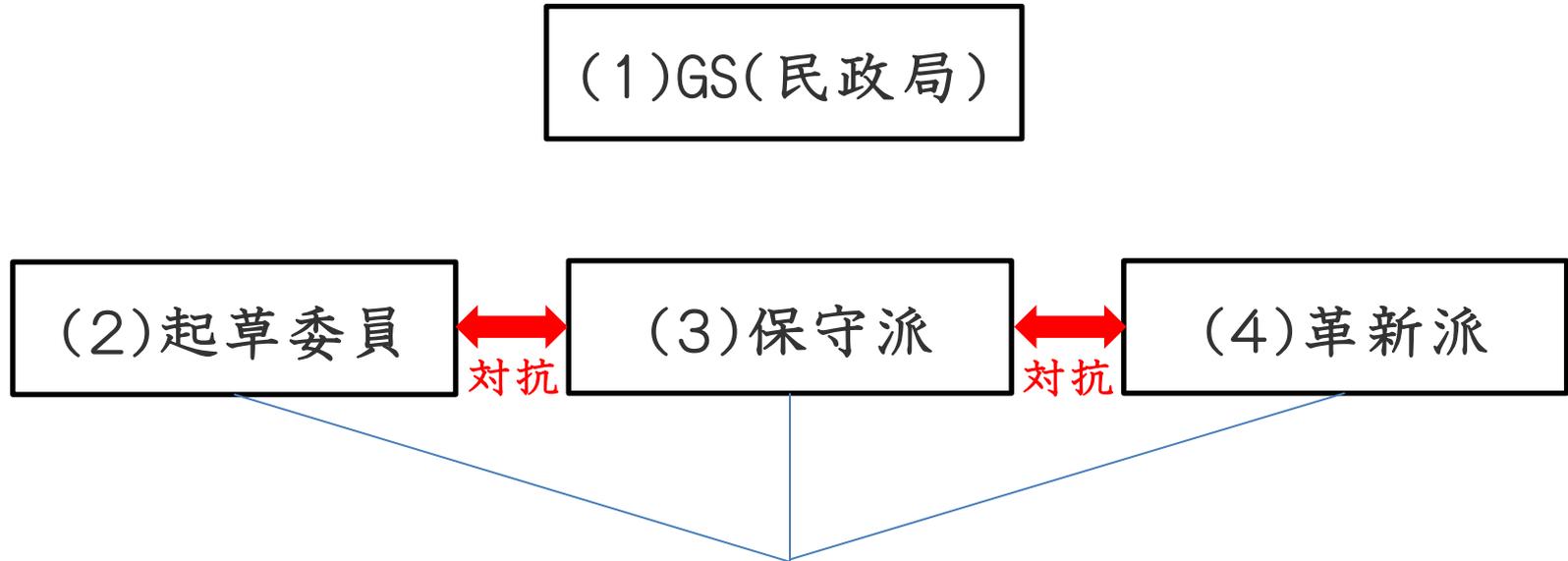
民法・戸籍法上の「家」改廃の直接の契機は、まず、
憲法24条の導入によってGHQのGS(民政局)が与えた。

24条の下で限られた選択範囲の中での改正の
人的相関関係・力学関係は……



『家制度の廃止』

和田 幹彦



この3つの人的集団すべてが、GSの「家」廃止の希望を感知し、その影響を受けつつ、法的制度としての「家」の廃止を自主的に決定した。

『家制度の廃止』

和田 幹彦さん

GSがその後、民法改正草案中の「家」類似要素の排除には再び影響力をふるったことも見逃せない。

そして、国会は、結局、改正法案を無修正で成立させたのである。

『家制度の廃止』

和田 幹彦さん

《GS側》

- ①「家」は廃止が望ましく、廃止へと誘導はするが、
- ②家族法では特に西洋的価値基準の強要は避けるべく「家」の存廃の決定は日本側にゆだねる
- ③そして「家」をもし存置するならば、違憲となる戸主権と家督相続は廃止させ、伝統的・儀礼的にとどまる「家」制度ならば容認する

『家制度の廃止』 和田 幹彦さん

《日本側》

我妻榮など3名の民法改正草案起草委員

- ・戸主権の弱体化
- ・家制度が形骸化している社会の実態に法を適合させたい

『家制度の廃止』

和田 幹彦さん

占領期の民法改正は、先程の4者が、こうした緊張感の中で幾多の誤解を交えつつ、微妙な駆け引きを繰り返した末の一つの結果であったのである。

改正をめぐる人的相関関係・力学関係は改正過程が進む中の各時期で変化し、その人的相関関係・力学関係の全体像を、法改正関係者の誰も、把握していなかった、というところに民法改正過程の最大の特徴がある。

そしてこの特徴こそが、「家」改廃方針に決定的な影響を与えたのである。

『家制度の廃止』 和田 幹彦さん

先行研究においては、

我妻榮 教授：

「起草委員の独自の発案」が貫徹された

川島武宜 教授：

「家」廃止の徹底をGSが独自の方針として強く「要求した」

と言われていたが、そのような単純な過程をたどったのではなかったのである。

日本社会の家族的構成

川島 武宜さん

戦後日本の民主化のためには、
家族制度の徹底的解明と批判
が不可欠であるという鮮烈な問
題意識のもとに、
広汎な農村実態調査から日本
の家族を武士的家族と農村的家
族に類型化し、家父長制国家の
虚偽性を衝く家族制度研究の古
典的論稿。



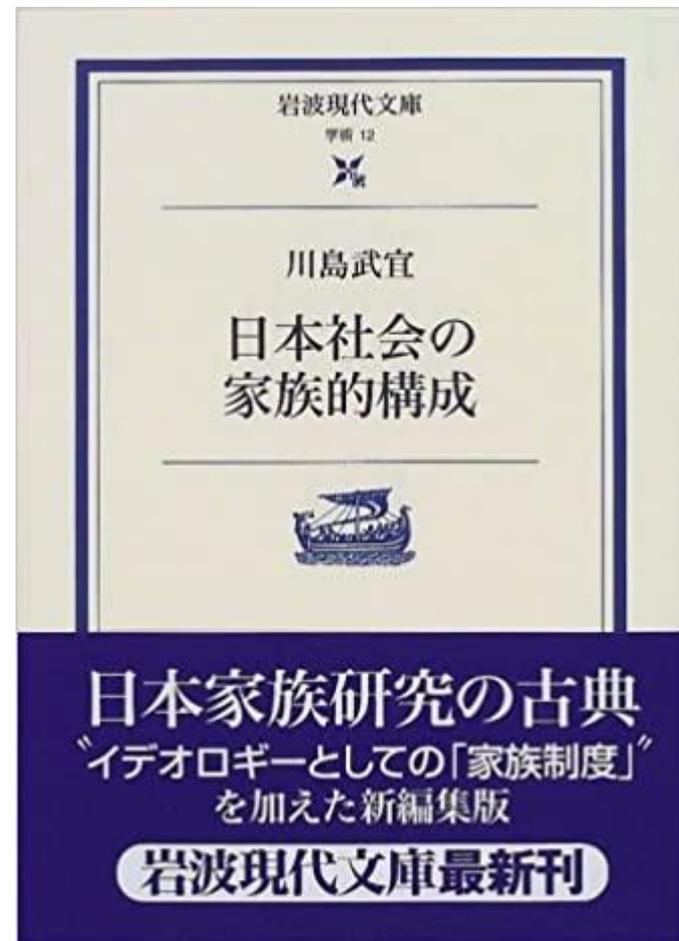
日本社会の家族的構成

川島 武宜さん

家制度は、
封建的、権力的、奴隸的、
儒教的武士的家族制度。

民主主義的な家族形態・その原
理をもたねばならない。

戸主権・親権・父権などの「権
力」の廃止、長男子家督相続制
の廃止、自由遺言制の確立等
は、中心話題とならねばならない。



日本社会の家族的構成

カスタマー
レビュー

川島 武宜さん

日本の家族制度(家制度)や親に対する「孝」の思想などを封建的なものとして批判し、戦前を絶対に否定せねばならないというイデオロギーに染まりきっている。

しかし、現代の社会を見る限り、これらが逆に無くなり過ぎて、家族の成員が孤立化の道に進んでいるかのような部分も存在する。

当時の日本社会のよさも評価しながら、問題点を示し、どのような家族像が望ましいのかを考えなければならないのではないか。

日本社会の家族的構成

川島 武宜さん

カスタマー
レビュー

著者が現代の家族の姿を見たら、
どう思っていたらろうか？

追加資料

アーノルド・ジョゼフ・トインビー
(1889年4月14日 - 1975年10月22日)
イギリスの歴史学者

「12、13歳くらいまでに民族の神話を
学ばなかった民族は、例外なく滅んでいる」

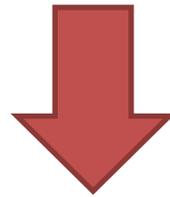


「滅亡する民族の3つの共通点」

- ・自国の歴史を忘れた民族は滅びる。
- ・すべての価値を物やお金に置き換え
心の価値を見失った民族は滅びる。
- ・理想を失った民族は滅びる。

追加資料

ローマ帝国が滅びた原因
「家族の崩壊」



日本をダメにするには、
家族を破壊すればいい。

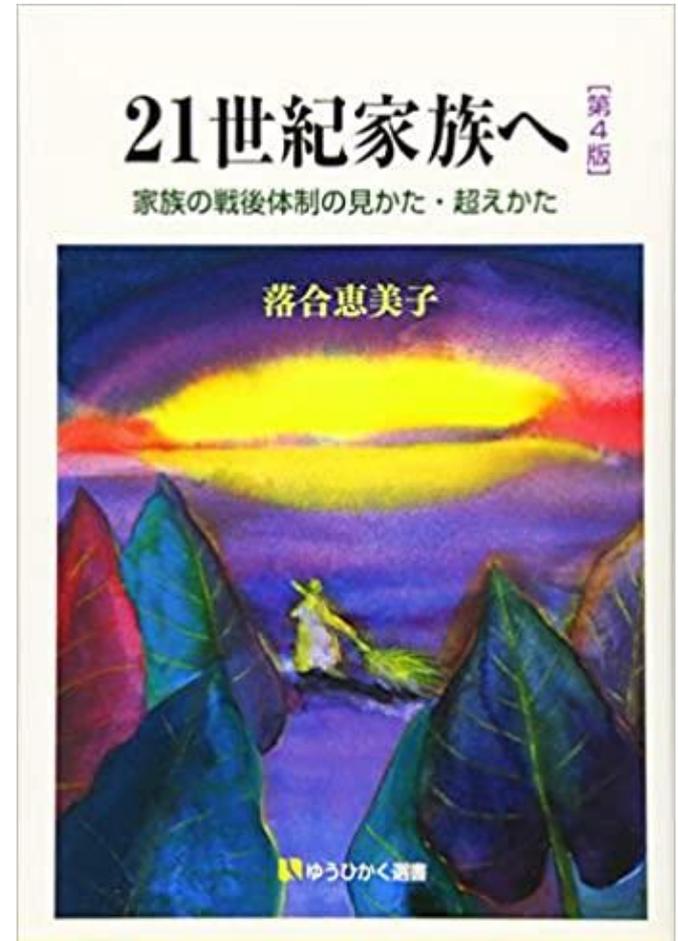
追加資料

この辺りは、
もう少し探求してみます・・・

21世紀家族へ 家族の戦後体制の見かた・超えかた 落合 恵美子さん

「家族の戦後体制」というキーワードで日本の家族を解き明かし、21世紀の家族像を描き出す。

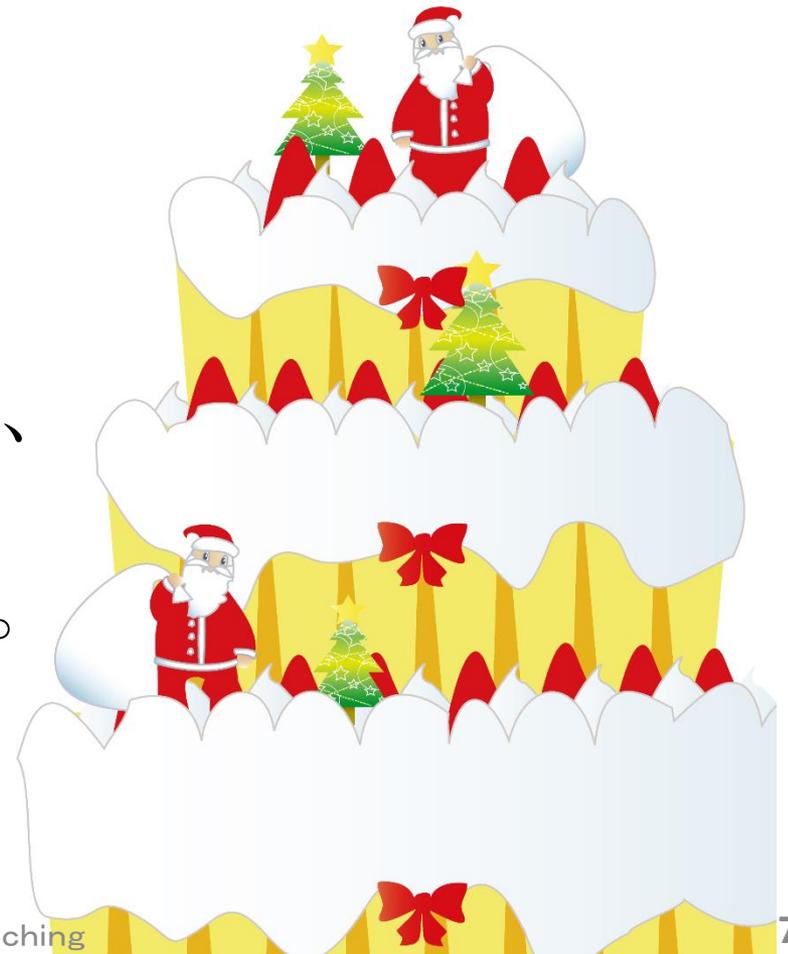
「わたしは、いわば親世代の家族を相対化するためにこの本を書いた。批判するため、と言ってもよいだろう」



女性の結婚は 「クリスマスケーキ」

「24時過ぎたら叩き売り」

1955～1975年、
典型的な戦後という時代に
多くの女性たちは24歳で結婚し、
専業主婦になり、
2人か3人の子供を産み育てた。



拡大家族へのあこがれ



家族の戦後体制
安定期の姿

理想の
家族像

拡大家族へのあこがれ

戦前の家制度の形

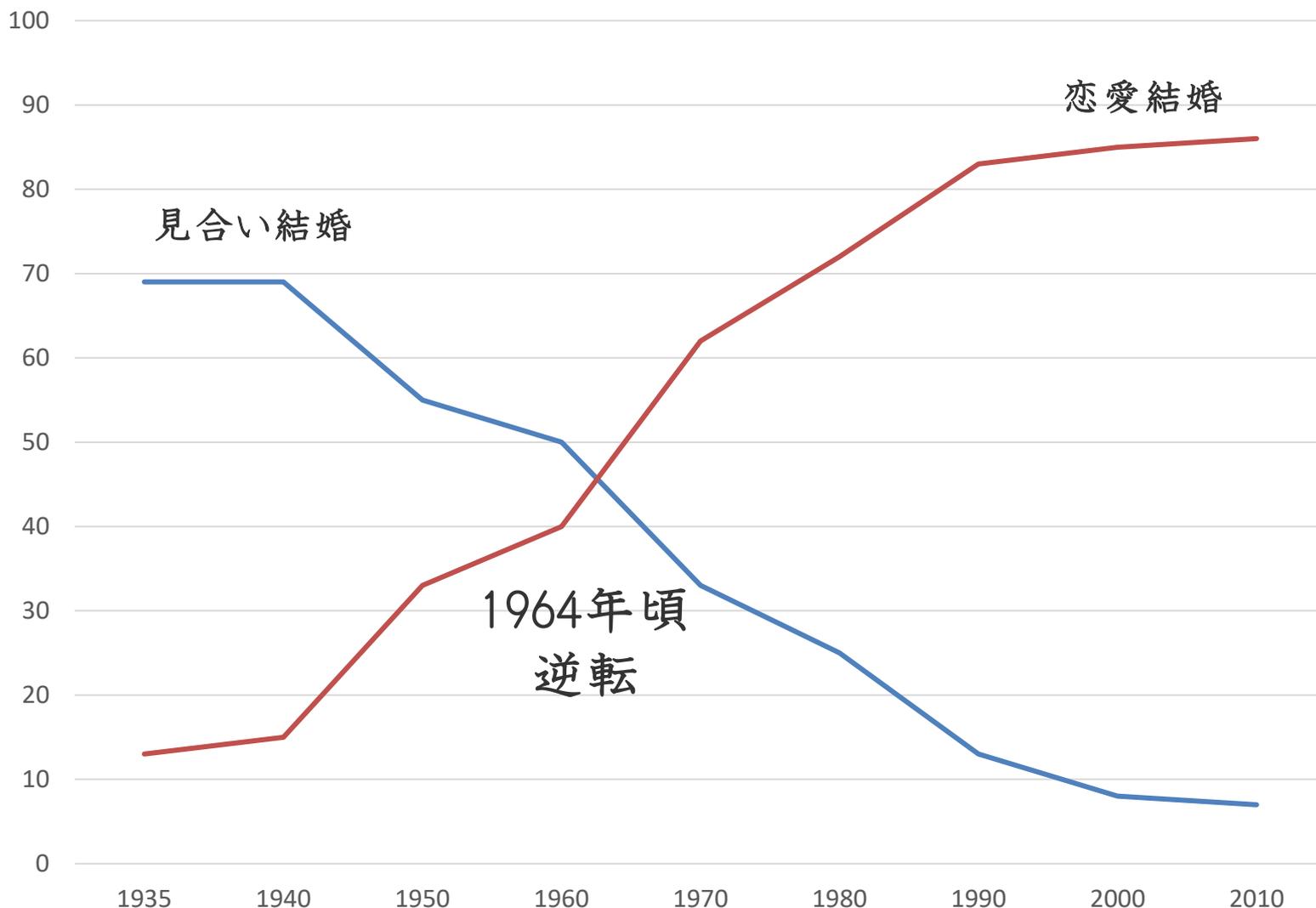
×

戦後の民主的な核家族

ほのぼのとした家族愛がすべてを
包み込んでしまっている、温かい拡大家族。
家制度と訣別しないままの核家族化の1960年代、
大家族を夢見る核家族も多かった。

見合い結婚と恋愛結婚の割合の推移

(%)



戦前と戦後の 家族の変化 まとめ

家族の変化

参考：一般社団法人国づくり人づくり財団HP

	戦前(明治頃)	戦後(近年)
家族の形	重婚は禁止しても守らなくても良かった (お妾さん) 国家制度の末端組織	一夫一妻制 経済システムのサブシステム
結婚の形	家と家の結びつき (戸主の同意が必要) 家から家へのメンバーに移動 親が決める 恋愛は禁止	人格尊重の結婚 個人が決めること 結婚の自由は基本的人権 親よりも個人の判断が優先 恋愛感情が伴うもの
離婚	妻が尊属や他の親族との不和 夫の不貞 など	夫(妻)の不貞 性格の不一致 など
初婚年齢	男 25歳 / 女 22.1歳 (1920年・大正9年のデータ)	男 28.5歳 / 女 26.4歳 (1997年・平成9年のデータ)
家族の機能	家族に生産機能があった 自営が多い(農業・商店) 生活単位＝生産単位 世襲制で仕事に必要な知識・技術を継承 同時に生活文化のノウハウ・価値観も継承	生産機能は消費機能(賃金労働者)へ 精神的つながりが希薄 生活単位＝消費単位 高度成長期の知識・技術は家庭外で取得 生活文化のノウハウ・価値観 消滅

変化する家族の在り方

直系家族制から

夫婦家族制へ

変化する家族の在り方

戦前は支えあう家族。

戦後は頼る家族。

近年は助け合う家族。

将来は自立した家族。

近年生まれた言葉

少子高齢化

孤独死

お一人様

独居老人

老々介護

墓じまい

時代を超えても変わらないもの

私たちが今生きているのは、
必ず両親という生命を生み出してくれた
人がいるということ。

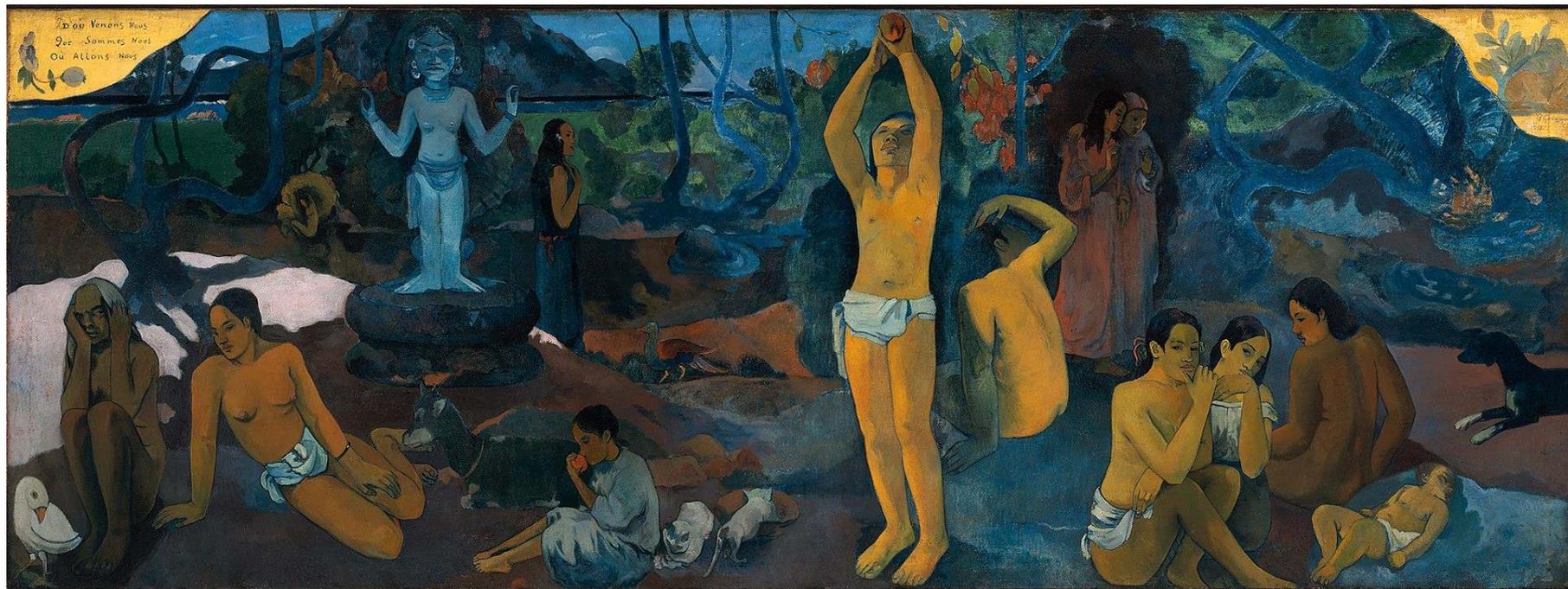
それは人間も、動物も植物も同じ。

遙か昔から変わらない。
何もないところからある日突然、
出現することはない。

時代を超えても変わらないもの

家族の形が、どれだけ変わっても、
私たちの生命は引き継がれ、
生み出されたものであり、
自分ひとりの生命でできているのではなく
お互いが助け合い、生かし合う存在で
あるということを、忘れてはならない。

家族は ~~我々は~~どこから来たのか
家族とは ~~我々は~~何者か
家族は ~~我々は~~どこへ行くのか



フランスの画家ポール・ゴーギャンが1897年から1898年にかけて描いた絵画。

ここまで
ご清聴ありがとうございました。

